

平成27年

上尾市教育委員会5月定例会
議案資料

目 次

議案第25号 資料 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

◇新旧対照表 ----- 1

議案第25号資料

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（傍線の部分は、改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条の2（略） 第7条の2第2項 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>10万4,570円</u>を超えるときは、<u>10万4,570円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万6,790円</u>以下であるときに限る。) <u>5万6,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>5万2,290円</u>を超えるときは、<u>5万2,290円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,400円</u>以下であるときに限る。) <u>2万8,400円</u></p> <p>第8条～以下（略）</p> <p>附則</p>	<p>第1条～第7条の2第1項（略） 第7条の2第2項 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>10万4,290円</u>を超えるときは、<u>10万4,290円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万6,600円</u>以下であるときに限る。) <u>5万6,600円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>5万2,150円</u>を超えるときは、<u>5万2,150円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,300円</u>以下であるときに限る。) <u>2万8,300円</u></p> <p>第8条～以下（略）</p> <p>附則</p>

第1条～第1条の3第6項（略）

第1条の3第7項

第5項の規定による傷害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第36条の2第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第10項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第13条の2第2項第1号ただし書並びに昭和60年法律第34号附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第1号ただし書の規定の適用については、これらの規程の支給停止に該当しないものとする。

第2条～第2条第4項（略）

第2条第5項

前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第10項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項並びに児童扶養手当法第13条の2第1項第1号ただし書及び第2項第1号ただし書の規定の適用については、これらの規程の支給停止に該当しないものとする。

第2条の2～（略）

第1条～第1条の3第6項（略）

第1条の3第7項

第5項の規定による傷害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第36条の2第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第10項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第3項第2号ただし書並びに昭和60年法律第34号附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第1号ただし書の規定の適用については、これらの規程の支給停止に該当しないものとする。

第2条～第2条第4項（略）

第2条第5項

前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第10項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項並びに児童扶養手当法第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書の規定の適用については、これらの規程の支給停止に該当しないものとする。

第2条の2～（略）

改正案							現行						
別表(第2条関係) 補償基礎額表							別表(第2条関係) 補償基礎額表						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>6,003</u> 円	<u>7,775</u> 円	<u>9,450</u> 円	<u>10,703</u> 円	<u>11,573</u> 円	<u>12,318</u> 円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,943</u> 円	<u>7,720</u> 円	<u>9,400</u> 円	<u>10,653</u> 円	<u>11,538</u> 円	<u>12,285</u> 円
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,068</u> 円	<u>6,050</u> 円	<u>6,783</u> 円	<u>7,950</u> 円	<u>8,850</u> 円	<u>9,313</u> 円	学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,020</u> 円	<u>6,048</u> 円	<u>6,880</u> 円	<u>8,078</u> 円	<u>8,998</u> 円	<u>9,475</u> 円